

令和元年 1 2 月 1 2 日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 令和元年12月12日(木) 10時00分開会
11時08分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、竹之内和満委員、
川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、
濱田洋一委員、竹原信一委員、中面幸人委員、
岩崎健二委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説 明 員
- ・ 議会事務局
局 長 早瀬 則浩 君 係 長 本藏 雄一 君
 - ・ 総務課
課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子 君
係 長 尾上 覚史 君
 - ・ 総務課消防係
参 事 的場 博俊 君 係 長 牛之濱宏信 君
 - ・ 企画調整課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 寺地 英兼 君
 - ・ 福祉課
課 長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
係 長 中野 美紀 君 係 長 栗林 鉄矢 君
 - ・ 介護長寿課
課 長 中野 貴文 君 課長補佐 勢屋 伸一 君
係 長 角島 智明 君 係 長 寺園 勝夫 君
 - ・ 商工観光課
課 長 堂之下浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
 - ・ 学校教育課
課 長 小園 俊介 君 課長補佐 新坂 謙二 君
 - ・ 財政課
課 長 小菌 達哉 君 課長補佐 大田 省吾 君
係 長 丸塚 明子 君 係 長 松下 直樹 君
- 7 会議に付した事件
- ・ 議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)
 - ・ 議案第63号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算
(第2号)
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

みなさん、おはようございます。

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)、議案第63号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いいたします。

なお、付託された議案第60号及び議案第63号においては、給与条例の改正等にもなる補正も含まれており、各課における説明は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

さらに、議案第60号において、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正について各課の説明を省略し、並びに3款1項1目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金、4款3項1目上水道費の簡易水道特別会計への繰出金についても、繰出先である特別会計はすでに可決しておりますので、所管課の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めていきます。

それでは、はじめに議会事務局の出席をお願いします。

(議会事務局入室)

○議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)

濱崎國治委員長

それでは、議案第60号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

早瀬議会事務局長

議案第60号について、議会事務局所管分を御説明いたします。

一般会計補正予算書(第3号)の15ページをお開きください。

1款1項1目議会費の補正額は、203万2千円の減額補正であります。2節給料及び3節職員手当等の減額は人事異動等に伴う補正であります。議会事務局としましては、3節職員手当等の議員期末手当についてのみ説明いたします。ことし4月の市議会選挙により、選挙前後における議員在職期間が継続していない議員は4名でありました。6月期の期末手当の基準日である6月1日以前の在職期間が3カ月未満の場合、支給率が100分の30となることから、当初予算より141万8千円減額となったものであります。また、今定例会の日程第13、議案第56号の提案により、12月期の支給割合を1.675から1.725へ0.05引き上げた場合の差額23万6千円を増額補正したことから、差し引き118万2千円を減額補正するものであります。以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いたします。

濱崎國治委員長

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(議会事務局退室、総務課入室)

濱崎國治委員長

次に、総務課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

松崎総務課長

それでは、初めに総務課所管分の御説明の前に、今回の各会計の補正予算のうち、職員の給与費等の補正につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

給与費等の補正の主な内容につきましては、議員及び市長等の期末手当の支給割合の改定、職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定、職員の人事異動等による給与費等の調整でございます。

それぞれの会計の予算該当科目におきまして所要の補正を行うものでございます。それでは、その概要につきまして、一般会計の給与費明細書をもとに申し上げます。一般会計補正予算書の24ページをお願いいたします。1の特別職の補正の主なものは市長等3役及び議員の期末手当の年間支給割合を年間で0.05月分引き上げ、3.35月分から3.4月分に改めたものであります。次に、25ページは一般職であります。補正後の職員数は186人であり、当初予算調整時より4人の減となっております。給与費のうち給料につきましては比較欄に記載のとおり、2,463万円の減額であります。その内訳につきましては、給料の改定に伴うものが、137万2千円の増、人事異動等によるものが2,600万2千円の減であります。職員手当は1,600万4千円の減額であり、その内訳は同ページの下に票に記載のとおりであります。そのうち勤勉手当の支給割合の改定により、期末手当と合わせた支給割合が、年間で4.45月分から4.5月分になることに伴うものが、328万4千円の増、当初予算調製時から職員減等により1,928万8千円の減となっております。共済費につきましては、432万5千の減となり、合計では4,495万9千円の減額となっております。他の会計につきましても一般会計と同様の考えで補正を行っております。

それでは、給与費等を除く総務課所管分について御説明いたします。補正予算書は15ページをお願いします。歳出の第2款総務1項1目一般管理補13節委託料、29万1千円は、議案第55号、訴えの提起にともなう所要の弁護士費用等を計上したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

濱崎國治委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、総務課消防係入室)

濱崎國治委員長

次に、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

的場消防参事

議案第60号、令和元年度一般会計補正予算(第3号)のうち、総務課消防係所管分について御説明いたします。

はじめに、歳出について御説明いたします。予算書の21ページをお開きください。

第9款1項消防費1日常備消防費19節負担金補助及び交付金の738万9千円の減額補正は、人事異動及び制度改正等に伴う人件費の減額であります。次に、2目非常備消防費18節備品購入費の278万4千円の増額補正は、消防団設備整備補助金を活用して携帯用無線機、いわゆるトランシーバーと自動体外式除細動器、いわゆるAEDの資機材購入であります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の13ページをお開きください。第13款国庫支出金2項国庫補助金8目消防費国庫補助金は、92万8千円の増額補正であります。これは消防団における配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進する消防団設備整備費補助金が昨年度創設されたことに伴うものであり、昨年度も要望を行い、トランシーバーとAEDの資機材購入をしたところでありますが、さらなる消防団活動の充実を図るため、今年度も同様に要望しているものであります。なお、補助率は3分の1となっておりますが、市負担の3分の2には80%の特別交付税措置が講じられる予定であります。以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

市民から聞かれた場合、答えられないとなれば何で承認したのということになりますので。AEDについて、1台どれぐらいするものですか。

的場消防参事

AEDにつきましては、一式で30万円程度であります。

竹原信一委員

今のAEDの件ですけれども、実際に現場でどれぐらい使ったという実績がありますか、阿久根市の場合。

的場消防参事

ここには持ち合わせていませんけれども、AEDの使用につきましては、救急隊自体は使うことは多々あるんですけれども、一般救急隊員が使うことは多々あるんですけれども、心肺蘇生があった場合ですね、あるんですけれども、一般住民につきましては、平成30年12月にボンタンロードレース大会におきまして、うちの職員がそこにいまして、心肺蘇生の患者にAEDを使いまして、その方は社会復帰になった例があります。また、平成29年にも、これは三笠支所でグラウンドゴルフをしている方がいらっしゃって、そこに一般住民が気が付いたというところで、AEDを使おうとしましたけれども適応外であったということです。AEDの使用につきましてはですけれども、平成29年1件、平成28年2件、平成27年3件使われております。平成30年の2件につきましては重症1件、軽傷1件、平成29年には死亡1件というところで、26年度から30年度におきましては、AEDの使用は11件であります。以上です。

竹原信一委員

最初言われた救急の出動では週に1とか、月1とか、どんな感じで頻度は使われてますか。

的場消防参事

頻度につきましては、資料を持ち合わせていませんけれども。心肺蘇生該当事案というのがありますけれども、平成30年につきましては20件、AED、心肺蘇生の該当事案というのがあります。ただし、AEDを使ったというのは資料を持ち合わせておりません。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱田洋一委員

AEDとトランシーバーの購入予定ということでございますが、それぞれ数量はどれくらいなんでしょうか。

場的消防参事

今回購入しますトランシーバーにつきましては78台、団本部3台、消防団の各班、25班に3台、計78台、AEDにつきましては、先ほど説明しました30年度でポンプ車を配備している消防団のほう配備していますので、配備していない赤瀬川、山下、折多、西目分団に配布、今回、4式配備予定です。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退室、企画調整課入室)

濱崎國治委員長

次に、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第60号のうち、企画調整課の所管事項について御説明いたします。

当課の所管事項は歳出のみであります。

補正予算書の15ページをお開きください。第2款総務費1項8目企画費の補正額6千万円は、5節の地域振興基金への積立てであり、歳入のふるさと納税に係る阿久根応援寄付金の増額分を積立てようとするものであります。この積立てにより地域振興基金の現在高は3億4千万円余りと見込まれます。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いたします。

濱崎國治委員長

企画調整課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、福祉課入室)

濱崎國治委員長

次に、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第60号中、福祉課所管分について御説明申し上げます。

はじめに、歳出について御説明いたします。予算書の17ページをごらんください。

第3款1項社会福祉費2目心身障がい者福祉費20節扶助費の補正額1,781万4千円は、障がい者の福祉サービスに係る自立訓練事業、短期入所事業及び療養介護費であります。いずれの事業も平成30年度実績に基づき予算計上しておりましたが、利用件数の増加等により利用実績が増となったため増額補正が必要となったものであります。次に、18ページをお開きください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費20節扶助費の補正額、3,030万円の補正額は、児童扶養手当分であります。当初予算において1年間12カ月分の手当額を計上しておりましたが、今年度、児童手当法の一部改正により、年3回の支払い回数が年6回に変更され、今年度は移行期間として年5回の15カ月分の支給となるため、増額補正

が必要となったものであります。

次に、歳入について御説明いたします。13ページをお開きください。13款1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の補正額890万7千円は、障がい者の福祉サービスに係る各事業の国庫負担金であり、2節児童福祉費負担金の補正額1010万円は、児童扶養手当に係る国庫負担金であります。次に、第14款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の補正額445万3千円は、障がい者の福祉サービスに係る各事業の県負担金であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹之内和満委員

17ページ、3款2目、増額補正を行っているんですけども、先ほど理由として利用者数の増加という説明だったと思うんですが、どのくらい増加しているんでしょうか。

川畑福祉課長

まず、3つの事業を計上しておりましたので、まず、自立訓練事業であります。平成30年度実績につきましては、月平均11件の利用件数でありましたけれども、今年度平均の利用実績見込みにつきましては15件というふうになっております。次に、短期入所事業でありますけれども、こちらのほうは平成30年度の月平均の利用実績が16件、今年度が20件を見込んでいます。次に、療養介護事業であります。30年度実績が月平均5件、今年度が6件の利用実績見込みであります。

木下孝行委員

今の利用者増の件数を私も聞きたかったんですが、答えてもらったんですが、次の同じ20節扶助費の一部改正で、12カ月分が15カ月分になったということで、この15カ月分になったというのをもう少し具体的に説明してもらえますかね。

川畑福祉課長

それでは説明いたします。平成30年度までは児童扶養手当につきましては、4月、8月、12月の年3回支給をされておりました。1回につき4カ月分支給されていたところであり、年度当初の支給月である今年度につきましては、4月支給分は前年の12月から3月分までを対象月とし、最後の支給月である12月支給分は8月から11月分までを対象月として支給したところであり、今年度につきましては、児童手当法の一部改正によりまして、年3回の支払い回数が年6回に変更されたことによりまして、今年度は移行期間とし、年5回となり、4月、8月の支給時は従来どおり1回につき4カ月分支給してきましたが、本年の11月支給分から奇数月に2カ月分支給されることとなり、本年度の最後の支給月である3月は、1月、2月分が対象月となり支給されることとなります。したがって、今年度におきましては支給対象月が昨年12月分から来年の2月分までの15カ月分となったところであり、なお、翌年度からは従来どおり、12カ月分が対象月となるようになっています。

木下孝行委員

2カ月今回ふえるという中で、元に戻らなくてずっと1月、2月がずっと毎年支給の対象になっていくということやな。あとが12カ月分でいくということやな。

川畑福祉課長

今年度は従来どおり3カ月分増加というふうになってまいりまして、先ほど説明しましたとおり、今後は奇数月に支給されるというふうになってまいります。

木下孝行委員

あとは1年間でずっといくわけやな。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、介護長寿課入室)

濱崎國治委員長

次に、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第60号のうち、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の17ページをお願いいたします。歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項3目老人福祉費13節委託料の補正214万3千円の増額は、高齢者宅への訪問給食事業である「食」の自立支援事業に係る費用であり、本年度に入り利用者数が増加していることと、10月の消費税率引き上げに伴い、弁当1食当たりの調理に係る単価を300円から315円へ改定したことによる年度末までの不足分を見込み計上いたしました。19節負担金補助及び交付金の補正10万5千円の増額は、低所得者利用者負担対策事業補助金であり、社会福祉法人が低所得の生計困難者に対し、介護サービスの利用負担額を軽減した際に、その軽減分を国、県及び市が補助するものであり、特別養護老人ホームに入所中の1名の軽減分について補助するものです。28節繰入金金の補正185万3千円の減額は、介護保険特別会計事業勘定の職員の人件費について、人事異動に伴い職員給与費が減少したことから減額するものです。次に、歳入予算について御説明いたします。13ページをお開きください。第14款県支出金2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金の補正7万8千円の増額は、歳出で御説明いたしました社会福祉法人の生計困難者への介護サービス利用負担軽減分に対する国及び県の補助分であります。14ページに入り、17款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、平成30年度の介護保険事業負担金の確定に伴う一般会計への精算返納金であり、第20款市債1項2目民生債の200万円の増額補正は、「食」の自立支援事業の不足分に充てるものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第63号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

濱崎國治委員長

次に、議案第63号を議題とし、審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第63号 令和元年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の補正をはじめ、保険者機能強化推進交付金の交付に伴う財源組替や平成30年度の介護給付費負担金の確定に伴う国、県及び市への精算返納金の補正が主なものであります。補正予算書の32ページ、歳出予算をお開きください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正209万6千円の減額は、2節給料から4節共済費までは職員の人事異動及び給与改定に伴う補正であり、13節委託料及び19節

負担金補助及び交付金の補正は、介護保険電算システムの改修負担金等であります。第5款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、今年度分の保険者機能強化推進交付金473万2千円が交付されたことにより、保険料である一般財源との財源組替を行うものであります。同じく3項4目任意事業費の補正額280万5千円は、13節委託料「食」の自立支援事業については、利用者数の増加と消費税率の引き上げに伴い、弁当1食当たりの配食に係る単価を250円から260円へ改定したことによる委託料の不足見込み分と、19節負担金補助及び交付金の高齢者紙おむつ等支給事業については、支給対象者の増加により本年度末までの不足見込み分について補正するものです。第8款諸支出金1項2目償還金の補正額3,862万円及び3項1目他会計繰出金の補正額554万5千円は、前年度の介護給付費等の確定に係る国、県及び一般会計への精算返納金であります。次に、補正予算書31ページ、歳入予算について御説明いたします。第3款国庫支出金2項3目地域支援事業交付金の補正額107万9千円は、歳出の地域支援事業費の増額補正に対する国の負担分であり、4目介護保険事業費補助金は、介護保険電算システム改修に伴う国の補助分、6目保険者機能強化推進交付金の473万2千円は、自治体の保険者機能の強化に向けて取り組みの達成状況に応じて交付されるもので、昨年度より増額となったところです。第5款県支出金及び第4款繰入金1項3目地域支援事業繰入金の補正は、歳出の地域支援事業費に対する県と市の負担分であり、4目その他一般会計繰出金の減額は、職員の人事異動等に伴う補正であります。第8款繰越金の補正額4,021万7千円は、国庫精算返納金及び一般会計に充当するものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第63号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、商工観光課入室)

○議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

濱崎國治委員長

次に、議案第60号を議題とし、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第60号 一般会計補正予算（第3号）のうち、商工観光課所管分について御説明いたします。補正予算書は20ページをごらんください。7款1項商工費1目商工総務費の補正額161万1千円のうち、人件費を除く7万円の増額は、消費者行政活性化事業について、当初予算に見込んでいた額より7万円多く内示を受けたことから増額するものであります。11節需用費の6万9千円は、消費生活啓発グッズとしてボールペンと救急絆創膏を購入予定であり、個数をふやしてより多くの市民の配布しようとするものであります。19節負担金補助及び交付金の1千円については、相談員研修参加負担金がこれまで9千円であったところ、今年度は1万円となったことから不足分を増額するものであります。次に、2目商工振興費3,507万9千円の増額は、ふるさと納税の寄附額の増加を見込み増額するものであります。当初予算では寄附額を1億2千万円と見込んで予算計上しておりましたが、11月末現在で1億800万円余りの申込みを頂戴しておりますので、目標額を1億8千万円に上方修正して係る経費を補正しようとするものであります。11節需用費は、広報に係る消耗品費として1万1千円の増、12節役務費の695万3千円の増額は、お礼状発送用郵便料として150万円、ポータルサイトの手数料やクレジット決済等に係る費用として545万3千円を増額するものであり、13節委託料2,811万5千円の増額は、ふるさと納税

発送業務の増額見込み及びふるさと納税書類発送、受付処理業務を外部委託することにしたことからその費用を計上したものであります。次に、歳入について申し上げます。13ページをお開きください。14款2項6目商工費県補助金1節商工費補助金は、消費者行政活性化事業費の追加分7万円であります。16款1項1目一般寄附金1節一般寄附金は、あくね応援寄付金、ふるさと納税の増額見込み6千万円を計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

商工観光課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

木下孝行委員

商工振興費のふるさと納税の部分で、1億2千万の目標から1億8千万にするということでの補正ですけど、件数で言えば今現在、何件ぐらいですか。

堂之下商工観光課長

11月末現在の申込件数が4,503件でございます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

ふるさと納税がふえているということは大変いいことなんですけれども、特に年末にかけて税制面での駆け込み、あるいは正月に向けた食料品の調達等でふえるのではないかと思います。そのあたりの傾向はどうですか。

堂之下商工観光課長

昨年度の12月期においても5,099件の申込みをいただいております。これまで10月までは昨年の3倍近い申込みをいただいておりますので、どれくらいふえるかというのはわかりませんが、これの2倍ぐらいはいくんじゃないかというふうに見込んでいます。

白石純一委員

そのような年末に向けて業者さんとですね、連携して、年末に向けた特別な商品とか、そういうことは特に企画されていないんでしょうか。

堂之下商工観光課長

特にはございませんけれども、やはり季節商品としてこれから柑橘系とか、たけのこの物とか、商品の発送自体は遅くなりますけれども、そういった申込みを受けておりますので、その辺が多くなっていくのかというふうには思っております。

白石純一委員

どうしても需要が高まる時期にあわせてですね、そういう顧客のニーズにあった商品企画を業者の方とされて、ますますふるさと納税を呼び込めるように、ぜひお願いいたします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(商工観光課退室、学校教育課入室)

濱崎國治委員長

次に、学校教育課所管の事項について審査に入ります。

学校教育課長の説明を求めます。

小園学校教育課長

議案第60号中、学校教育課所管分について御説明申し上げます。

はじめに歳出について御説明いたします。一般会計補正予算書の22ページをお開きください。第10款教育費2項2目教育振興費7節賃金36万1千円及び9節旅費2万1千円の増額補正は、教育活動の補助的業務を行うスクールサポートスタッフ配置事業として、新たに臨時職員を2名配置するための費用であります。次に、歳入について御説明いたします。13ページをお開きください。第14款県支出金3項9目2節小学校費委託金36万円の補正は、スクールサポートスタッフ配置事業の実施に伴う県からの委託金であります。以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

学校教育課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

木下孝行委員

スクールサポートスタッフ配置事業ということで、新たに始めたということによろしいんですか。前からあったんですか。

小園学校教育課長

これは文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金というのを活用した事業の一つですね、鹿児島県に委託されて阿久根市が指定を受け、採択された事業で、令和2年の1月から3月までの3カ月間の事業であります。今回初めてでございます。

木下孝行委員

新たな事業ということでいいわけですね。わかりました。

白石純一委員

具体的な内容をもう少し教えてもらっていいですか。

小園学校教育課長

事業の目的としましては、教員が一層児童・生徒への指導とか、教材研究等へ注力できる体制整備をするということで、一種の働き方改革の実現を図ることが目的でございます。業務内容としましては学校事務の補助として、学習プリントや学級だより等の印刷をしたりとか、その仕分けをしたりとか、テストの採点補助をしたりとか、そういう業務。それから学校全体としましては、会議資料の印刷とか、帳合いとか、製本とか、そういう内容のものでございます。

白石純一委員

年度末にかけてそういう業務が多くなるので学校にとってはメリットがあるということでしょうか。もし、そうではなく、年間を通じてそういう人手が足りないということであればこの3カ月だけで終わっては、翌年度から引き続き継続されるのか、その辺りはどのようになりますでしょうか。

小園学校教育課長

これはあくまでも委託の事業でございます、来年度それが必ずあるとか、そういうものははっきりしない状況でございます。今回、県から委託を受けて3カ月間ということでした事業ということになります。

白石純一委員

今回は3カ月スタッフをふやしていただくということですよ。そうすると恒常的にスタッフが足りないから来ていただくということではないということですか。恒常的に足りなくはないんですか。

小園学校教育課長

先ほど申したように、これは一つの業務改善と言いますか、働き方改革の一つの目的として学校の先生方の業務を少しでも減らそうということが目的でございます、日ごろから先生方の授業をする分を少しでも簡単にあげようと、そういうのが目的でございます。

白石純一委員

目的はわかるんですが、3カ月だけではなくて恒常的にそういうスタッフ、ヘルプの支援

が必要であるのであれば、今後、市としても考えていかなければいけないのではないかなという趣旨で伺っているんですが、恒常的に足りないという理解なんですかね。

小園学校教育課長

すべての学校がそうでもないかもしれないところもあるかもしれませんが、今回はできるだけそういう制度の目的に応じて配置しようということでございます。

白石純一委員

私の質問の趣旨は、この3カ月だけが必要じゃなくて、慢性的にそういうスタッフが足りないという御理解をされていますかと。

濱崎國治委員長

課長、委託事業だから実施するんでしょう。

そういうことのようにです。

[発言する者あり]

まだ終わっていないですよ。

[発言する者あり]

休憩に入ります。

(休憩 10:56～10:58)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

小園学校教育課長

この事業につきましては県から委託された一つのモデル事業でございます。恒常的に足りないかと言いますと、各学校それぞれあるかと思いますが、こういう方がいらっしゃる大変ありがたいというふうに思っております。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

今回の事業はたくさんはないんだけど、例えば教育長と県との関係でモデル事業として阿久根に、県下何か所ぐらいこの事業は指定されたんですか。

小園学校教育課長

本市まで含めて3カ所と聞いております。

山田勝委員

本市まで入れて3カ所ということは、試しにやってみてくださいというモデル事業を持ってきやなったという話ですよ。それはそれでいいですよ。それと私は思うのはですね、非常に人が少ない、教員が少ない、過重労働と言いますけどね、昔、私たちのころと比べれば、私たちのころはガリ版で刷ってですね、こげんしてしごらったっじゃんどん、今はこんな教材を各学校つくることはないんですよ。そういう中で何でこんなに人が足りないのかなんとかと言うのかなと思って、わからないんですがね。その付近は先生たちは現場において、今は行政に來られたんですけどね、どういうふうにしたらいいと思ってるんですか。

濱崎國治委員長

山田委員、人が足りなくてこの事業をするというのではないですよ。そここのところをわかった上で質問してください。

山田勝委員

わかっていますよ。わかっているけど、どうもわからない、私がぴんときないのは、こんなに仕事も簡単にできる、電話も簡単に、ファックスもできる、印刷機もある、コピー機もあるという中でですね、どうしてこんなに人が足りないとか、過重労働だとかいうのかなと思って、先生にお尋ねしているところです。先生もそう思うんですか、過重労働だと。

小園学校教育課長

各学校から上がってきます業務の残業時間等見ますと、県が言っている45時間未満というのは本市においては全て達成してはいるんですよ。ただ、議員が言われるように、以前と比べて業務をやればやるほど多くなるという状況はあると思います。人員の配置は学級数によって先生の職員数は決まってくるので、学級数が少なくなればなるほど先生方も少なくなってくるというのがありますので、その分仕事がふえると、そういうのはあります。学校でやらないといけないことは決まっていますので、その分誰かがふえてくるという事情はありません。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、学校教育課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(学校教育課退室、財政課入室)

濱崎國治委員長

次に、財政課所管の事項について審査に入ります。

財政課長の説明を求めます。

小園財政課長

議案第60号 令和元年度一般会計補正予算(第3号)のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。今回の補正予算中、財政課の所管に係るものは歳入のみでございます。予算書の14ページをお開きください。第17款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正額105万7千円は、今回の補正予算に必要な一般財源として充当するため繰入れを行うものであります。なお、この繰入れによりまして、令和元年度末の財政調整基金の残高は14億9,608万円となる見込みであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

財政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

濱崎國治委員長

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第60号及び第63号に関し、各委員の意見などありましたらお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、質疑を終結します。

各課の審査が終了しましたので、これから採決に入ります。

なお、議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いいたします。

○議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)

濱崎國治委員長

それでは、議案第60号を議題とし、各委員の意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第60号 令和元年度阿久根市一般会計 補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕
異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております議案第60号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第63号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

濱崎國治委員長

次に、議案第63号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第63号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕
御異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております議案第63号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

以上で予算委員会を散会いたします。

（閉会 11時08分）

予算委員会委員長 濱崎國治